

様式 4

令和 3 年度 第 1 回富士見市空家等対策協議会							
議事録							
日 時	令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月)			開会	午後 2 時 0 0 分		
				閉会	午後 3 時 0 0 分		
場 所	富士見市役所 2 階 市長公室						
出席者	委 員	星野市長	伊藤委員	小島委員	村田委員	横山委員	酒井委員
		○	○	欠	○	○	欠
		新井委員	佐藤委員	上田委員	池田委員	吉原委員	
		○	欠	欠	○	○	
事務局	森田建設部長 建築指導課 浅見課長、清水主任、須堯主事						
公開・非公開	公開 (傍聴者なし)						
議 題	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員自己紹介・事務局職員紹介 4 会長及び副会長の選出 5 会長及び副会長あいさつ 6 議事 ・富士見市空家等対策協議会の概要について ・空家等対策事業について 7 その他 8 閉会						
議 事 内 容							
I 委嘱状交付式 星野市長より各委員へ委嘱状を交付							

II 富士見市空家等対策協議会

1 開会

浅見建築指導課長による進行で開会

2 市長あいさつ

令和3年度第1回協議会の開催に当たり星野市長があいさつを行った。

※ 事務局より出席者と欠席者、会議の成立の報告を行った。

3 委員自己紹介・事務局職員紹介

委員名簿の順に各委員による自己紹介及び事務局職員の紹介を行った。

4 会長及び副会長の選出

森田建設部長の進行で、会長及び副会長の選出を行った。

互選により、会長を星野光弘市長、副会長を伊藤雅一委員で承認を得た。

5 会長及び副会長挨拶

星野会長及び伊藤副会長の就任に当たり、あいさつを行った。

6 議事

富士見市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定に基づき、星野市長が議長となり、議事を進行した。

・富士見市空家等対策協議会の概要について

事務局より富士見市空家等対策協議会の概要について説明を行った。

(質疑なし)

・空家等対策事業について

事務局より空家等対策事業について説明を行った。

意見・質疑等

委員：空家除却補助金について、市内業者を利用することなどの条件により、所有者が申請を行うまでに時間を要することから本補助金を活用せずに解体しているケースが多い。所有者としては、空家を早急に取り壊したいという考えがあることから、市内業者に限定せず、要件緩和等を行い、申請手続きの簡素化を図った方が良いと考える。

事務局：空家業務を行う中で、同様の意見を伺うこともある。すぐに対応することは難しいが、補助要件の緩和等について検討していく。

副会長：市内の解体業者についてはリスト化されているのか。

事務局：埼玉県のHPにおいて県内の建設業許可業者及び解体工事業の登録業者の一覧が公開されているため、補助金申請者から問い合わせがあった場合にはこれらを紹介している。また、市内業者のみを抜粋した一覧を建築指導課窓口にて配布している。

副会長：私は空家相談等を受け付ける業務を日々行っているが、解体業者が信頼できる業者なのかについて相談を受けることもある。
あんしん解体業者認定協会という団体があり、相談すると3者程度の見積りを提示してもらうことができる。空家の解体に関する相談を受けた際には、この団体を紹介することが多い。

委員：各種補助金のチラシを見たが、補助対象となる空家の説明文が分かりづらいと考える。対象となる空家の具体例を挙げると使いやすくなるのではないかと。また、先ほどネットで検索できるという説明があったが、これらも私自身が以前検索したところ、分かりづらいと感じた。所有者から見て自身の所有している空家が補助対象になるのかどうかより分かりやすくした方が良いと思われる。また、宅建協会と協定を締結していることから、リフォーム相談の窓口もあると良いと考える。

事務局：分かりやすい資料の作成に努めていく。今後も様々な案を提示していくことになるため、意見を頂戴したい。

委員：一般の方への周知が少ないと思われる。WEBページ等にて、過去の補助金活用事例等の周知をすると、他の空家所有者にとってもわかりやすいのではないかと。
また、空家の所有者の多くは高齢の親世代ではあるが、子世代の方が代わりに手続きすることも多いと考えられる。事例紹介等を行うことで、手続きのイメージが分かり動きやすくなると思われる。

委員：空家対策において、利活用に係る部分が必要になると考えている。この利活用については草加市でも事例があるが、建築部門だけではなく商工会等とタッグを組んで進めていくことも必要であると感じる。
また、移住定住促進補助金については、市外へのPRはとても難しいと思われるが、市内の定住化へのPRとしては小中学生の子供がいる世帯向けのPRなどが有効ではないかと考える。
どの補助金についても、誰に対して行う補助金であるのかを意識して周知等を行うのが良いと考える。

委員：現在、648件の空家を把握していると説明があったが、これは市の調査によるものなのか。または市民からの相談により発見したものも含まれているのか。

事務局：空家の把握方法については、まず、平成29年度に水道の閉栓情報を基に市内全域の実態調査を委託にて行った。その後については、市民からの相談等があった場合に現地を確認して把握している。
また、来年度には再度市内全域の実態調査を行う予定である。

委員：空家と思われる住宅を把握した際には、町会から情報提供を行った方が良いのか。

事務局：そのような場合には空家担当まで連絡をお願いしたい。

会長：独居の老人の住宅のポストが溜まっていることや、草木が繁茂して隣地に越境することなどによる相談を多く受けていると聞いている。

委員：リノベーションを行う際には耐震補強工事が必要になることも想定される。建築指導課にて耐震工事の補助金があると思うが併用は可能なのか。

事務局：移住定住促進補助金については、補助対象が現在空家であることが要件となっている一方、耐震改修工事補助金については、現在居住していることが要件となっている。そのため、併用することは難しいと思われる。併用が可能となる制度設計が可能かどうか今後検討したい。

委員：空家バンクは不動産業者を挟まずに個人売買を行えると値段も低額になると考えられるが、当市の空家バンクでこれを行うことができるのか。

事務局：当市の空家バンクの制度は、空家のワンストップ利活用相談を併用することとしている。このため、不動産業者を仲介して売買を行っていただく運用としている。

副会長：利活用補助金はかなり良い補助制度であると感じている。各自治体が補助制度を設けている中で、借りる方や、購入する方が補助金の交付を受けられることがメリットであると思われる。本補助金については、高齢者福祉の部門と連携すると良いと考える。
また、本補助金の要件となっている「昭和56年6月1日以後に建築されたもの（耐震性が確保されている場合を除く。）」について、理解が難しいので説明していただきたい。

事務局：ご質問の要件については、昭和56年6月1日以後に建築された住宅と昭和56年5月31日以前に建築された住宅のうち、耐震改修工事等を行ったことにより耐震性が確保されている住宅が該当する。
これは、昭和56年6月1日から適用されるいわゆる新耐震基準を満たす住宅が対象となるものである。

7 その他

特になし。

8 閉会